

# 平成30年度 第20回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成31年2月26日(火) 午前9時40分から9時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久  
委員 小松哲也  
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 今岡誠一 次長兼任用課長 山添久  
給与課長 吉野一朗 係長 毎野卓実  
係長 湯ノ口修 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について  
議案第2号 選考により採用する職に係る承認について  
議案第3号 人事委員会規則の一部改正について(警察組織関係)  
議案第4号 人事委員会定めの一部改正について(警察・単身赴任手当関係)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号、3号及び4号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

#### 1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
理学療法士	1名程度	・平成30年8月に実施した採用試験の合格者が採用を辞退したため、平成31年2月9日に追加募集の採用試験を実施したが、受験希望者がなかったため。

#### 2 採用予定日

平成31年(2019年)6月1日

#### 3 選定方法

病院局において選考を実施。

- (1) 試験内容  
専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）
- (2) 受験資格
  - ア 年齢  
昭和34年4月2日以降に生まれた者
  - イ 資格・免許  
理学療法士免許を有する者（※）  
（※）平成31年4月30日までに同免許を取得する見込みの者を含む。
- (3) 試験実施スケジュール（予定）

2月28日（木）	募集開始
3月29日（金）	募集締切
4月13日（土）	試験日
4月26日（金）	合格発表

#### 4 人事委員会の判断

理学療法士については「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

#### ◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正（警察組織関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

次のとおり規則の一部を改正しようとするもの。

##### 1 改正する規則の名称

- ① 管理職手当に関する規則
- ② 職員の職務の級の分類に関する規則

##### 2 概要

警察本部長からの依頼を踏まえ、警察本部の参事監の職について、管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の規定を整備するもの。

##### ○警察本部の参事監について

警察本部における適正な会計経理の確保等をさらに推進するため設置する職であり、警察署も含めた県警組織全体の会計業務を統括する。（行政職次長級）

##### (1) 管理職手当に関する規則

- ①職ごとの管理職手当の支給区分を定めている規則別表第1について、警察本部の2種の区分に参事監の職を追加。
- ②管理職手当額を定めている規則別表第2について、備考第1項で定める特定職に参事監の職を追加。

##### (2) 職員の職務の級の分類に関する規則

行政職給料表にかかる級別職務分類表について、警察本部共通の職務の級7級に参事監の職を追加。

- 3 施行（適用）日  
平成 31 年 3 月 11 日

◇議案第 4 号

人事委員会定めの一部改正（警察・単身赴任手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

- 1 改正する定めの名称  
在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもの等について（平成 2 年 4 月 10 日付発鳥人委第 6 号鳥取県人事委員会委員長通知）
- 2 改正の概要  
警察本部における警察官の居住地制限にかかる根拠規定が改められ、平成 31 年 2 月 1 日から居住地制限が緩和（原則撤廃）されたことから、警察本部長の依頼に基づき、定めの文中、警察官の居住地制限に係る根拠規定の部分を改正するほか、所要の改正を行う。

【警察官の居住地制限の根拠規定】

旧：鳥取県警察職員の服務に関する訓令（昭和 49 年 3 月鳥取県警察本部訓令第 1 号）第 33 条第 1 項  
新：鳥取県警察職員の服務に関する訓令等で定める居住の範囲及び私用旅行の手続き緩和の試行運用について（平成 31 年 1 月 11 日付鳥務発第 26 号鳥取県警察本部長一般通達）第 1 項第 3 号ただし書き

- 3 施行日（適用日）  
平成 31 年 2 月 1 日

六 次回人事委員会の開催

平成 31 年 3 月 15 日（金）午後 3 時から開催することとした。